

イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティ生果実に関する植物検疫実施細則
(平成2年3月20日付け2農蚕第1124号) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>別表2</u> の付表第6のイスラエル国産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>別表1</u> の付表第6のイスラエル国産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。